

(6) 地球温暖化防止に向けた地方モデル計画の策定について

Development of Model Program to Arrest Global Warming at Local Level

鈴木克徳*・田代裕信**

Katsunori Suzuki*、Hironobu Tashiro**

ABSTRACT; In order to effectively implement Action Program to Arrest Global Warming, which was decided in October last year, it is crucial to identify various concrete measures at local level, and promote them with the cooperation of local governments. From this reason, the Environment Agency started studies to formulate five model programs at local level, through entrusting them to competent prefectural and municipal governments. The Agency also set up a Committee to consider various elements of such programs and provide advice to relevant local governments. The studies are scheduled to continue for two years, that is fiscal 1991 and 1992.

KEYWORDS; Global Warming, Action Program to Arrest Global Warming, Model Program at Local Level

1. 地球温暖化問題を巡る最近の動向

地球温暖化問題は、人類の生存基盤に深刻な影響を及ぼすおそれがある重大な地球環境問題として、近年注目を受けている。世界中の専門家を集めて検討を進めてきた「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」は、昨年8月に第1次評価報告書を発表し、現状のままで温室効果ガスの排出が続けられるならば、過去1万年の間に例をみない急激な温度上昇が生じ、その結果、海面水位の上昇や気候の変化、人間の居住環境への脅威等自然、経済及び社会のシステムに重大な影響をもたらされると警告した。

地球温暖化に関しては、科学的に未解明な部分が残されているものの、その被害が顕在化し取り返しのつかない事態が生じないように、世界各国が協調して直ちに実施可能な対策から着実に推進していく必要があるとの認識のもとに、我が国は、昨年10月に、地球温暖化防止行動計画を策定した。

2. 地球温暖化防止行動計画

地球温暖化防止行動計画（以下「行動計画」という。）は、地球温暖化対策を計画的総合的に推進していくための当面の政府としての方針及び今後取組んでいくべき実行可能な対策の全体像を明確にし、もって国民の理解と協力を得るとともに、我が国として国際的な枠組みづくりに貢献していく上での基本的姿勢を明らかにすることを目的とするものであり、第一段階として温室効果ガスの排出量の安定化を早急に達成することを目指すものである。

行動計画は、1991年を初年として2010年までの20年間を計画期間とし、次のような目標の達成

* 及び** 環境庁地球環境部環境保全対策課 Control and Cooperation Division, Global Environment Department, Environment Agency

に向けて各般の施策を推進することとしている。

(1) 二酸化炭素については、

- ・官民挙げての最大限の努力により、本行動計画に盛り込まれた広範な対策を実施可能なものから着実に推進し、一人当たり二酸化炭素排出量について2000年以降概ね1990年レベルでの安定化を図る。
- ・さらに、太陽光、水素等の新エネルギー、二酸化炭素の固定化等の革新的技術開発等が、現在予測される以上に早期に大幅に進展することにより、二酸化炭素排出総量が2000年以降概ね1990年レベルで安定化するよう努める。

(2) メタンについては、現状の排出の程度を超えないこととし、また、亜酸化窒素等その他の温室効果ガスについても、極力その排出を増加させないこととする。

また、二酸化炭素吸収源については、国内の森林・都市等の緑の保全整備を図るとともに、地球規模の森林の保全造成等に積極的に取組むこととする。

講ずべき対策としては、行動計画においては、①二酸化炭素排出抑制対策、②メタンその他の温室効果ガス排出抑制対策、③二酸化炭素の吸収源（森林等の緑）対策、④科学的調査研究、観測・監視の推進、⑤技術開発及びその普及、⑥普及・啓発、⑦国際協力の推進の7本の柱を掲げている。

行動計画の効果的かつ円滑な推進のため、

- (1) 各省庁は、国際的議論、検討も踏まえ、必要な政策について検討を行いつつ、行動計画に盛り込まれた施策の具体化のために必要な措置を講ずる。
- (2) 地球環境保全に関する関係閣僚会議は、毎年度、二酸化炭素の排出総量等のほか、対策の実施状況等について報告を受ける。また、必要に応じ、当該報告を踏まえ、行動計画の推進について検討する。
- (3) 地方公共団体は、行動計画に沿って可能な取組みを行うことが期待される。国は、地方公共団体の必要な協力を得るため、地方公共団体に対する支援措置を講ずる。
- (4) 各省庁は、事業者等により行動計画に沿った取組みが積極的に行われるよう、所管の関係団体等を通じ、行動計画の周知徹底等を図るほか、情報提供等必要な支援措置を講ずる。

こととしている。

3. 行動計画の推進方策としてのモデル計画

このような行動計画のフレームワークを踏まえ、環境庁においては、地域レベルにおける温暖化対策の促進を図るため、平成3年度より2年間をかけて、都道府県・政令市による温暖化防止モデル計画を策定することとしている。平成3年度においては、新潟県、愛知県、兵庫県、広島県及び北九州市に委託して調査を進めており、また、平成4年度には、さらに別の5団体において同様の調査を実施する予定である。なお、地方公共団体の中には、環境庁の委託を受けなくとも独自にこのような計画の検討を進めることとしている団体もあり、そのイニシアチブが歓迎される。

モデル計画策定調査においては、地方公共団体における行政計画そのものの策定を狙いとするのではなく、地方公共団体が対策を選定し、推進しようとする際の計画づくり、取組み体制づくりのモデルを期待している。従って、特に地域特性に応じた対策の抽出や検討手法の採択プロセスが重視される。また、本調査は、関係機関等の調整、合意を経ながら行うものであるが、その成果としてのモデル計画を行政計画の素案として扱うかどうかは、一義的には当該地方公共団体の判断に委ねられる。

モデル計画に盛り込まれるべき事項としては、次のものが考えられる。

(1) モデル計画の基本的考え方

計画策定の背景、計画の性格、計画策定の決定プロセス、計画の概要等

(2) 地球温暖化対策という観点からみたモデル計画対象地域の現状・特性

特性項目としては、例えば、気温や降水量等の気候特性、産業構成や分野別生産高等の産業特性、都市規模や人口密度、消費動向等の社会特性、エネルギー消費動向特性等が考えられる。また、住民、企業の意識、志向や各種施設計画等の現状について記述する。さらに、可能な範囲でエネルギー種別の需要・余剰の状況についても述べる事が望ましい。

(3) 講じようとする対策

まず、当該地方公共団体で実施・計画されている温暖化対策の実施状況について調査・整理し、さらに、地球温暖化防止行動計画等を参考にしつつ、地域の諸特性に応じた対策の抽出について可能な限り具体的な検討を行う。その結果を以下の項目に沿って整理することとするが、検討の経緯や諸意見、収集した情報や参考とした他の団体の類似対策例等についても適宜付記する。当該地方公共団体では採用されなかった対策であっても、適宜検討の経緯や課題等について明らかにするものとする。

- ・対策項目
- ・各対策の実施時期又は検討スケジュール
- ・各対策の概要（実施主体、費用負担、地方公共団体の関与方法等）
- ・各対策の効果及び経費の予測
- ・各対策の実施上の留意点、課題

(4) 今後の推進法策と課題

4. モデル計画の検討状況

モデル計画は試行錯誤的な検討の緒についたばかりであり、必ずしもその内容は明確でないが、現時点までの検討の進捗状況は以下のとおりである。

4.1 モデル計画の検討体制

地方公共団体5団体（新潟県、愛知県、兵庫県、広島県、北九州市）に委託して当該団体の管轄地域におけるモデル計画の検討を行うこととするが、これらの団体への情報提供、助言及び地域での温暖化対策推進に対する支援方策の検討等を行うため、環境庁に「地球温暖化対策地域推進検討会」を設置し、検討を進めている。

また、温暖化対策に係る各種の資料整理やモデル計画の地域特性の分析・整理、地域における温室効果ガスの排出量等の算定手法の整理等のため、環境庁から民間機関へ委託を行うこととしている。

地球温暖化対策地域推進検討会は、本年度中に概ね4回程度開催することとし、第1回を6月4日に、第2回を7月22日に開き、モデル計画の概念の検討、各委託先団体におけるモデル計画の骨子案等につき検討した。

以上のようなモデル計画の検討体制を図示すると、図1のようになる。

4.2 各地方公共団体における検討の進捗状況

委託先地方公共団体のうち、兵庫県は阪神地域7市1町を対象としたモデル計画を策定することとしてい

表1. 地球温暖化対策地域推進検討会委員一覧

阿部 孝夫	市町村職員中央研修所研修部長
井村 秀文	九州大学工学部環境システム工学研究センター教授
植田 和弘	京都大学経済学部助教授
猿田 勝美	神奈川大学外国語学部教授
清水 浩	国立環境研究所地域環境研究グループ総合研究官
高田 邦道	日本大学理工学部教授
中上 英俊	住環境計画研究所所長
古垣 一成	（財）省エネルギーセンター常務理事
盛岡 通	大阪大学工学部助教授

るが、他の団体は、管轄する行政区域全域を対象としたモデル計画を検討している。

また、全ての団体において、既に庁内連絡組織を設けているか、早急に設けることとしているほか、概ねの団体が、温暖化対策に関係する地域の関係機関や民間企業、住民団体等との連絡・調整のため、協議会や懇談会を活用することとしている。

さらに、新都市開発や工場間における熱の高度利用等を対象としたケース・スタディやモデル事業の検討により、計画の具体化に努めている団体もある。

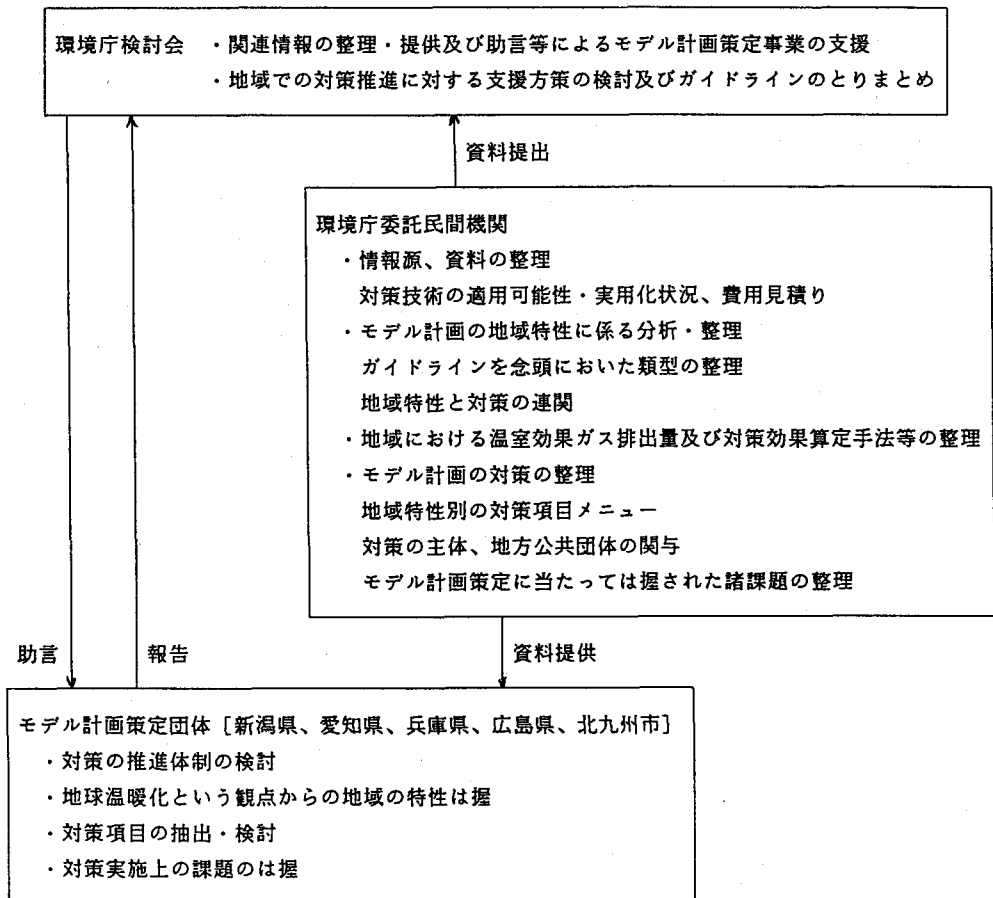


図1. モデル計画策定調査の検討体制

5. 今後の課題

モデル計画は、地域における地球温暖化防止行動計画の具体化を目指して、現在試行錯誤的に検討が進められているものである。今後、地域特性に応じ、計画に盛り込み得る具体的対策の内容やそれらの推進に当たっての諸課題の明確化を図るとともに、それらの課題の解決方策を検討することが、我が国における温暖化対策を実効あらしめる上で不可欠である。